# 児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）の概要

参考4

（平成28年5月27日成立・6月3日公布）

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずる。

## 改正の概要

### １．児童福祉法の理念の明確化等

（1）児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することを明確化する。
（2）国・地方公共団体は、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進するものとする。
（3）国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化する。
（4）親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記。

### ２．児童虐待の発生予防

（1）市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センターの設置に努めるものとする。
（2）支援を要する妊婦等を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。
（3）国・地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資することに留意すべきことを明確化する。

### ３．児童虐待発生時の迅速・的確な対応

（1）市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。
（2）市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について、専門職を配置するものとする。
（3）政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。
（4）都道府県は、児童相談所に①児童心理司、②医師又は保健師、③指導・教育担当の児童福祉司を置くとともに、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
（5）児童相談所等から求められた場合に、医療機関や学校等は、被虐待児童等に関する資料等を提供できるものとする。

### ４．被虐待児童への自立支援

（1）親子関係再構築支援について、施設、里親、市町村、児童相談所などの関係機関等が連携して行うべき旨を明確化する。
（2）都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置付ける。
（3）養子縁組里親を法定化するとともに、都道府県（児童相談所）の業務として、養子縁組に関する相談・支援を位置付ける。
（4）自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加する。

（検討規定等）

○施行後速やかに、要保護児童の保護措置に係る手続における裁判所の関与の在り方、特別養子縁組制度の利用促進の在り方を検討する。
○施行後２年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童福祉業務の従事者の資質向上の方策を検討する。
○施行後５年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講ずる。

## 施行期日

平成29年４月１日（１、２（3）については公布日、２（2）、３（4）(5）、４（1）については平成28年10月１日）

# Ⅰ　児童福祉法の理念の明確化等

○　全ての児童が健全に育成されるよう、児童を中心に、その福祉の保障等の内容を明確化する。

## （1）児童の福祉を保障するための原理の明確化

■　児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することを明確化。*（児童福祉法）*

## （2）家庭と同様の環境における養育の推進

■　国・地方公共団体は、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援するものとする。ただし、家庭における養育が適当でない場合には、児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、必要な措置を講ずるものとする。*（児童福祉法）*

## （3）国・地方公共団体の役割・責務の明確化

■　国・地方公共団体の役割・責務を次のように明確化。*（児童福祉法）*

①　市町村は、基礎的な地方公共団体として、身近な場所における支援業務を適切に行う。

②　都道府県は、市町村の業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言や適切な援助を行うとともに、専門的な知識・技術や広域的な対応が必要な業務を適切に行う。

③　国は、市町村・都道府県の業務が適正かつ円滑に行われるよう、児童が適切に養育される体制の確保に関する施策、市町村・都道府県に対する助言、情報提供等の必要な各般の措置を講じる。

## （4）しつけを名目とした児童虐待の防止

■　親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記。*（児童虐待防止法）*

# Ⅱ　児童虐待の発生予防

○　妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援等を通じて、妊娠や子育ての不安、孤立等に対応し、児童虐待のリスクを早期に発見・逓減する。

## （1）子育て世代包括支援センターの法定化

■　市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を提供する「子育て世代包括支援センター」を設置するよう努めるものとする。*（母子保健法）*（☆）

※　平成27年度実施市町村数：138市町村　→　平成28年度実施市町村数（予定）：251市町村

※　法律上は、「母子健康包括支援センター」という名称。

## （2）支援を要する妊婦等に関する情報提供

■　支援を要すると思われる妊婦や児童・保護者を把握した医療機関、児童福祉施設、学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。*（児童福祉法）*（☆）

## （3）母子保健施策を通じた虐待予防等

■　国・地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資するものであることに留意しなければならない旨を明記。*（母子保健法）*（☆）

＊　（☆）の事項は、「児童虐待防止対策強化プロジェクト」（平成27年12月21日子どもの貧困対策会議決定）に記載。次頁以降も同じ。

# Ⅲ　児童虐待発生時の迅速・的確な対応

○　児童の安全を確保するための初期対応等が迅速・的確に行われるよう、市町村や児童相談所の体制や権限の強化等を行う。

## （1）市町村における支援拠点の整備

■　市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。*（児童福祉法）*

## （2）市町村の要保護児童対策地域協議会の機能強化

■　市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について、専門職を配置するものとする。*（児童福祉法）*（☆）

※　現行は、要保護児童対策調整機関における専門職（児童福祉司たる資格を有する者、保健師等）の配置は努力義務であり、1,387市区町村（80.4%）が配置済。（平成27年4月1日）

■　調整機関に配置される専門職は、国が定める基準に適合する研修を受けなければならないものとする。*（児童福祉法）*

## （3）児童相談所設置自治体の拡大

■　政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。*（児童福祉法）*

※　現行法上、政令で定める市（現在、横須賀市・金沢市）は児童相談所を設置するものとされており、政令で定める特別区についてもこれと同様とする。

■　政府は、改正法の施行後5年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講ずるものとする。*（改正法附則）*

## （4）児童相談所の体制強化

■ ①児童心理司、②医師又は保健師、③スーパーバイザー（他の児童福祉司の指導・教育を行う児童福祉司）を配置するものとする。*（児童福祉法）*（☆）

※ 児童福祉司の配置標準について、区域内の人口等に加え、児童虐待相談対応件数を考慮するものとする。*（児童福祉法・同法施行令）*

※ 専門職の配置充実を促進するため、厚生労働省において、「児童相談所体制強化プラン」を策定。

■ 児童福祉司（スーパーバイザーを含む）は、国の基準に適合する研修を受講しなければならないものとする。*（児童福祉法）*

※ 社会福祉主事を児童福祉司に任用する場合、任用前の指定講習会を受講させなければならないものとする。*（児童福祉法）*

■ 児童相談所設置自治体は、法律に関する専門的な知識経験を必要とする業務を適切かつ円滑に行うため、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。*（児童福祉法）*

## （5）児童相談所の権限強化等

■ 児童相談所から市町村への事案送致を新設。*（児童福祉法・児童虐待防止法）*

※ 現行は、市町村から児童相談所への事案送致のみ規定。

※ 併せて、児童相談所・市町村に共通のアセスメントツールを開発し、共通基準による初期評価に基づく役割分担を明確化。これにより、漏れのない対応を確保。

■ 臨検・捜索について、再出頭要求を経ずとも、裁判所の許可状により、実施できるものとする。*（児童虐待防止法）*（☆）

※ 現行は、保護者が立入調査を拒むことに加え、再出頭要求にも応じないことが要件。

■ 児童相談所・市町村から被虐待児童等に関する資料等の提供を求められた場合、地方公共団体の機関に加え、医療機関、児童福祉施設、学校等が当該資料を提供できる旨を規定。*（児童虐待防止法）*（☆）

■ 政府は、改正法の施行後速やかに、要保護児童を適切に保護するための措置に係る手続における裁判所の関与の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。*（改正法附則）*

## （6）通告・相談窓口等

■ 政府は、改正法の施行後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方や、児童福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。*（改正法附則）*

# Ⅳ　被虐待児童への自立支援

○　被虐待児童について、親子関係再構築支援を強化するとともに、施設入所や里親委託の措置が採られることとなった場合には、個々の児童の状況に応じた支援を実施し、将来の自立に結びつける。

## （1）親子関係再構築支援

■　親子関係再構築支援は、関係機関等が連携して行わなければならない旨を明記。*（児童福祉法）*

■　施設入所や里親委託等の措置を解除する際に、都道府県（児童相談所）が委託した民間団体等が必要な助言を実施できるようにする。*（児童虐待防止法）*（☆）

■　施設入所や里親委託等の措置を解除された児童について、関係機関等が連携して、児童の継続的な安全確認を行うとともに、保護者への相談・支援を実施するものとする。*（児童虐待防止法）*

## （2）里親委託等の推進

■　里親支援について、都道府県（児童相談所）の業務として位置付け。*（児童福祉法）*（☆）

■　養子縁組里親を法定化し、研修の義務化、欠格要件や都道府県による名簿の登録について規定。*（児童福祉法）*（☆）

■　養子縁組に関する相談・支援について、都道府県（児童相談所）の業務として位置付け。*（児童福祉法）*（☆）

■　政府は、改正法の施行後速やかに、特別養子縁組制度の利用促進の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。*（改正法附則）*

## （3）18歳以上の者に対する支援の継続

■　一時保護中の18歳以上の者等について、20歳に達するまでの間、新たに施設入所等措置を行えるようにするとともに、その保護者に対する面会・通信制限等の対象とする。*（児童福祉法・児童虐待防止法）*

■　自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加。*（児童福祉法）*（☆）

※　現行は、20歳未満の児童養護施設退所者等が対象。
※　併せて、施設入所等措置を受けていた者について、18歳（措置延長の場合は20歳）到達後も、22歳の年度末まで、引き続き必要な支援を受けることができる事業の創設を検討。

# 児童福祉法等の一部を改正する法律　施行期日

| 施行日 | 改正事項 | |
|---|---|---|
| 公布日施行 | **児童の福祉を保障するための原理の明確化**【児童福祉法】 | |
| | **家庭と同様の環境における養育の推進**【児童福祉法】 | |
| | **国・地方公共団体の役割・責務の明確化** | ・国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化【児童福祉法】<br>・市町村業務等における「支援」の明確化【児童福祉法】<br>・通所・在宅指導措置の明確化【児童福祉法】 |
| | **しつけを名目とした児童虐待の防止**【児童虐待防止法】 | |
| | **母子保健施策を通じた虐待予防等**【母子保健法】 | |
| | **その他** | ・一時保護の目的の明確化【児童福祉法】<br>・国による要保護児童に係る調査研究の推進【児童福祉法】<br>・母子家庭等の支援機関への婦人相談員の追加【母子父子寡婦法】 |
| 平成28年10月１日施行 | **支援を要する妊婦等に関する情報提供**【児童福祉法】 | |
| | **児童相談所の体制強化** | ・児童相談所における弁護士の配置【児童福祉法】<br>・児童心理司・保健師等、主任児童福祉司の配置【児童福祉法】<br>・児童福祉司の配置標準の見直し【児童福祉法】 |
| | **児童相談所の権限強化等** | ・臨検・捜索手続の簡素化【児童虐待防止法】<br>・児童虐待に係る資料等の提供主体の拡大【児童虐待防止法】 |
| | **親子関係再構築支援** | ・施設長・里親による親子の再統合等のための支援【児童福祉法】<br>・施設入所等の措置の解除時等における助言の実施・安全確認等【児童虐待防止法】 |
| | **その他** | ・児童福祉審議会の調査権限の強化、委員要件の厳格化【児童福祉法】<br>・婦人相談所長による母子保護を要する者の報告【売春防止法】<br>・報告を受けた市町村等による母子保護の申込の勧奨【児童福祉法】 |

| 施行日 | 改正事項 | |
|---|---|---|
| **平成29年４月１日施行** | **市区町村の体制強化** | ・子育て世代包括支援センターの法定化【母子保健法】<br>・市町村における支援拠点の整備【児童福祉法】<br>・市町村の要保護児童対策地域協議会調整機関に専門職の配置及び研修受講の義務付け【児童福祉法】<br>※国において義務研修に係るガイドライン等を策定予定<br>・児童相談所設置自治体の拡大【児童福祉法】 |
| | **児童相談所の体制強化** | ・児童福祉司（スーパーバイザーを含む。）の研修義務化【児童福祉法】<br>・社会福祉主事の児童福祉司任用時における指定講習会の修了要件追加【児童福祉法】<br>※国において義務研修に係るガイドライン、講習会プログラム等を策定予定 |
| | **児童相談所の権限強化等** | ・児童相談所から市町村への事案送致【児童福祉法・児童虐待防止法】<br>※国において共通アセスメントツールを作成予定 |
| | **里親委託等の推進** | ・都道府県（児童相談所）の業務における里親支援の追加【児童福祉法】<br>・都道府県（児童相談所）の業務への養子縁組支援の追加【児童福祉法】<br>・養子縁組里親の法定化（研修義務化、名簿登録）【児童福祉法】<br>※国において「里親委託ガイドライン」の改正等や「都道府県推進計画」の目標のあり方について検討する予定 |
| | **18歳以上の者に対する支援の継続** | ・18歳以上の者に対する支援の継続【児童福祉法・児童虐待防止法】<br>・児童自立生活援助事業の対象者の見直し【児童福祉法】<br>※国において施設入所等措置を受けていた者について、18歳（措置延長の場合は20歳）到達後も、22歳の年度末まで、引き続き必要な支援を受けることができる事業の創設を検討 |
| | **その他** | ・情緒障害児短期治療施設の名称変更【児童福祉法】<br>・婦人相談員の非常勤規定の削除【売春防止法】<br>・母子・父子自立支援員の原則非常勤規定の削除【母子父子寡婦法】<br>・施設入所者等の負担金に係る収納事務の私人委託【児童福祉法】 |